

平成31年第3回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成31年3月28日(木)
開会 15時05分 閉会 16時55分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 6件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成31年第3回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回、前々回の第2回教育委員会及び第1回教育委員会臨時会の会議録の承認を
岩佐委員お願いいたします。

(会議録に署名)

教育長の報告

- ・2/17 宇目の里健康マラソン大会
- ・2/18～19 特色ある学校づくりプレゼンテーション
- ・2/18～22 県内一周大分合同駅伝
- ・2/21 第1回市史編さん委員会
- ・2/22 子ども議会
- ・2/26 佐伯市議会開会
- ・3/7 第1回佐伯市教育委員会臨時会
- ・3/9 佐伯市総合教育会議
- ・3/13 会計検査院実地検査

- ・3/20 佐伯市議会閉会
- ・3/22 小学校卒業式
- ・ネーミングライツについて
- ・3/27 第2回市史編さん委員会

議 案

【議 事】

議案第11号 佐伯市職員の人事評価に関する規程の一部改正について

教育長 議案第11号佐伯市職員の人事評価に関する規程の一部改正について、担当からお願ひします。

教総課長 議案第11号佐伯市職員の人事評価に関する規程の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、市職員の人事評価に係る評価の実施、面談及び結果の開示について、同規程の施行当初の想定と異なる部分及び疑義が生じているためであります。6ページをご覧ください。この資料は市長部局の総務課が作成したもので佐伯市職員の人事評価に関する規程一部改正の概要を記載したのになりますのでこの資料で説明します。改正内容の第10条第3項には確認者が2次評価者による評価（調整）の審査を行う場合を「確認者は必要があると認める場合」と明確にするとしています。確認者は教育委員会と言うと教育長となります。2次評価者は教育部長で1次評価者は課長となります。今までこの部分の決まりがなかったために全員分の評価を確認者（教育長）が行う必要があり、2次評価者（教育部長）が評価した後、確認者（教育長）が更に審査しないといけない状況だったものを今回の改正により、確認者は必要があると認める場合のみ（1次評価者と2次評価者の評価結果に大きな差がある場合や評価者が適正な評価ができない事情がある場合）審査を行うこととなりました。第10条第5項及び第6項に関しましては、1次評価者が被評価者（職員）に対して結果を開示するタイミングについて変更しているものあります。実際の開示時期は1次評価者が評価後その場面で開示していますが、規程上は2次評価者が評価した後となっていますので実際の時期に合うよう改正を行うものあります。説明は以上です。

教育長 評価には1次評価及び2次評価があり、1次評価は職員を指導・監督するそれぞれの課長が行い2次評価は教育委員会と言うと4つの課の課長が行ったものを教育部長が行い、教育部長が行ったものの最終確認を教育長が行うと規程上されておりますが、全てのものを確認者が最終確認することは無駄が多いことで、必要があると認める場合に行うこととしたものであります。5項及び6項については、今、実際に開示しているタイミングが実際と規程上にずれがあるものを解消するために行うものであります。3ページをご覧ください。この人事評価は教育委員

会の職員だけを対象にするものではなく、市の職員になりますのでここに関係者の名前が列記されています。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 12 号 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について

教育長 議案第 12 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について、担当からお願いします。

教総課長 議案第 12 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。提案理由は、これまで空席になっていた副市長に菅隆久氏が選任されることにより、佐伯市副市長の事務分担に関する規則が見直されること、及び特定個人情報の保護に関することは、総務部の事務分掌であることから、本管理規程において定める最高総括保護管理者は、総務部に属する事務を担当する副市長をもって充てることとするためであります。12 ページをご覧ください。佐伯市副市長の事務分担に関する規則の第 2 条第 1 項第 2 号で菅隆久副市長の担当事務に総務部が入っておりますので 4 月 1 日から最高総括保護管理者が菅副市長となります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 13 号 佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について

教育長 議案第 13 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 13 号佐伯市立幼稚園の一時預かり事業に関する規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委

員会の承認を求めるものであります。提案理由は、平成 31 年 4 月 1 日から佐伯市立鶴岡幼稚園においても、一時預かり事業を実施するためであります。15 ページをご覧ください。一時預かり事業は第 1 条の記載のとおり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児を主として昼間において一時的に預かり、及び必要な保護を行う事業で、昨年度の佐伯市立渡町台幼稚園からスタートしました。今年度は佐伯市立鶴岡幼稚園で実施するため規則に追加するものであります。なお、佐伯市では 16 ページに記載の佐伯市立上浦幼稚園及び佐伯市立よのう幼稚園で預かり保育を行うようにしていますが上浦幼稚園はニーズがなく実施していません。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 14 号 佐伯市文化財保護審議会への諮問について

教育長 議案第 14 号佐伯市文化財保護審議会への諮問について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 14 号佐伯市文化財保護審議会への諮問について、佐伯市文化財保護条例第 34 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、史跡「佐伯城跡」の文化財指定について諮問を行うため提出するものであります。18 ページの諮問書をご覧ください。諮問理由は、史跡「佐伯城跡」は以前から市にとって重要な文化財（未指定）であったが、近年の調査の結果、新たな価値も明らかとなっており、より一層の保存及び活用のための措置を講じるため、佐伯市指定文化財としたいので諮問を行うものです。19 ページをご覧ください。佐伯城跡の文化財指定についてまとめております。佐伯城跡の価値としましては、江戸時代の築城としてはめずらしい山城であること、複雑で立体的な構造が良く残っていること、全国的にも希少・独特な施設が存在していること、また、雄池・雌池（山城の取水源であり、排水の調整機能も持つ 2 段の池）がありますが、雌池につきましては台風被害により復旧工事中であります。階段状石垣（山頂の石垣）は特異な形状の大規模な斜面保護の石垣であると専門家の意見を頂いているところであります。築城以降の様々な時代の石積み技術がみられるということで築城後何度か積みなおしがされています。築城から現在まで、佐伯の歴史・文化のシンボルという位置付けであります。今までの調査につきましては、2 で記載の平成 21～25 年度の 5 年間で城山全体の縄張り（城の構造）調査・平面図作成を国庫補助により実施しました。平成 27 年度～31 年度の予定で佐伯城跡の石垣カルテ作成を行っておりますが 2 年間の延長を関係機関と協議しています。調査と

併せて、佐伯城跡調査指導委員会で有識者からの指導・助言を頂いているところであります。文化財指定にすることの意義としましては、教育委員会として保護のために必要な措置をとることができる、佐伯城跡の価値が理解されやすくなる、文化財としての魅力のアピールができる、災害によって損傷した際に、史跡の価値に配慮した工法が選択されることが多くなる（国の補助を受けやすくなる）ことです。指定後の取組みは、佐伯市指定史跡としてふさわしい保護・管理を行う、市指定史跡として市内外に周知し、活用することです。文化財指定に要する手続きについては、所有者の同意取得（毛利神社・佐伯市）が必要となります。21ページをご覧ください。今回、市の指定と考えている箇所は赤線の内側となります。山頂の石垣を含めて佐伯城全体を市の指定と考えております。ただ、佐伯文化会館用地につきましては民地となりますので、今回は外しております。所有について、山頂の石垣は神社庁の所有、その他の城山は市の所有となっております。19ページに戻ってください。毛利神社については同意を取得済みで、佐伯市の同意は協議中であります。今後のスケジュールといたしましては、4月13日に諮問を行い、その後教育委員会に建議し告示する流れとなっております。20ページをご覧ください。石垣環境を作成する中で、石垣を清掃したところ階段状の石垣ということが確認され、全国的にもめずらしいと評価を頂いています。説明は以上です。

教育長 関係条文については17ページの下段に記載されていますが、佐伯城跡を文化財指定、市の指定史跡にするためには佐伯市の文化財保護審査会に教育委員会は諮問しなければならないという規定となっております。佐伯城跡の価値等については19ページに記載のとおりとなっております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第15号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 議案第15号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、担当からお願いします。

教総課長 議案第15号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により、佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて承認を求めるものであります。提案理由は、平成31年4月1日付けで、教育委員会事務局職員の人事異動を行うた

めであります。24 ページをご覧ください。今回の異動で課長・参事級 1 名、課長補佐級 6 名、一般職員 15 名、新採用職員 2 名、再任用短時間勤務職員 6 名、退職者 3 名となっており計 33 名の異動となっております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 括弧で佐伯幼稚園と記載されているのは、学校教育課で佐伯幼稚園の担当ということですか。

学教課長 そのとおりです。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 佐伯市いじめ問題対策連絡協議会要綱の制定について
- (2) 佐伯市いじめ防止基本方針の改定について
- (3) 働き方改革進ちょく状況について
- (4) 佐伯市学力定着状況調査の結果と今後の対応について
- (5) 平成 31 年第 1 回佐伯市議会定例会代表質問・一般質問について
- (6) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 3 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 55 分